

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
 - ・環境配慮車の活用やエコドライブの推進などCO2削減に積極的に取り組む。
 - ・環境に配慮した事業活動の推進のため、省エネ運転に関する教育・研修を実施し、燃費改善やCO2排出量削減に努める。
 - ・SDGsの取り組みとして二酸化炭素を排出しない輸送モードへの切替に係る助言・支援を行う
- b. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）
 - ・ストレスフリーの職場環境を構築し、SDGsの取り組みを推進する。
 - ・熱中症対策や従業員への注意喚起を行い、働きやすい環境を整備していく。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ（相場）等に基づき合理的に依頼・交渉します。
- ・取引先との事業活動を通じて得られた相互信頼のもとに、利益やコストダウン等の成果配分を都度相談確認し、共に活気ある経営を目指します。
- ・地域社会との連携及び貢献として、災害時や緊急時には、地域の輸送インフラを支える事業としての役割を果たすとともに、自治体、教育機関との連携を強化します。
- ・取引先や地域社会との信頼関係を大切にしながら、より良い物流ネットワークの実現と社会的責任の遂行に取り組みます。
- ・物流 24 年問題に伴う改善取り組みについては、健全な物流の維持発展のため、取引先と共に政府ガイドラインに則りながら対応を推し進めます。
- ・取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ（相場）等に基づき合理的に依頼・交渉します。

2025 年 12 月 8 日

株式会社 吉 原

企 業 名

代表取締役 吉原 秀忠

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。